

アイゼンハワー政権のIRBM沖繩配備構想と日米関係、 一九五六—一九五九年

山 田 康 博

はじめに

一九五六年から一九九年にかけてアイゼンハワー政権は、開発中のIRBM (Intermediate Range Ballistic Missile)。中距離弾道核ミサイル) ソーとジュピターの配備先を求めた。五九年十月までにIRBM配備の全容は、イギリス(ソー四中隊「一中隊は十五基」)、イタリア(ジュピター二中隊)、トルコ(ジュピター一中隊)の三カ国に、計七中隊一〇五基、と決まる⁽¹⁾。

IRBMの配備をめぐる、アイゼンハワー政権は外交交渉に労力を費やした。当時アメリカの施政権下にあった沖繩への配備、あるいは五九年にアメリカ四十九番目の州となったアラスカへの配備であれば、そのような

交渉の必要なく配備が可能だったはずである。また沖繩やアラスカに配備されるIRBMには、ヨーロッパに配備されるIRBMではカバーできないソ連東部地域や中国を攻撃目標に収めることができる、という軍事的利点もあった。実際IRBMの配備先候補として、沖繩やアラスカがしばしばあがっていた。例えば、五八年十月に統合参謀本部は、IRBMを配備する場所と中隊数として「イギリス四、トルコ一、沖繩一、アラスカ一、NATO地域(交渉がうまくいけば)一」と、国防長官に推薦している⁽²⁾。にもかかわらず、アラスカはさておき、沖繩にIRBMが配備されなかったのはなぜだろうか。日米間で沖繩へのIRBM配備について、何らかの交渉があったのだろうか。それともそれは、実施されるにはほ

ど遠い、低い段階の計画にとどまったのだろうか。

この問題については、二つの説明がある。まず、マイケル・アマコストによるIRBM開発の古典的な研究は、アラスカ、沖縄、グアムなどが配備先候補としてあがったものの、「外部の脅威、技術水準、コスト、時間などの多くの調達計画にかかわる要因」が、実際に配備が決まった七中隊以上の調達を「不必要かつ非経済的」とした、と説明した。⁽³⁾ 他方、一次資料に基づきIRBMの開発から撤去までを明らかにしたフィリップ・ナッシュは、IRBM配備の主たる目的がスエズ戦争とスプートニク・ショック後のNATO同盟国とアメリカとの間の関係強化だったので、NATO地域以外の配備先が「政策決定上層部で真剣に考慮されたことはなかった」と述べて、沖縄へのIRBM配備が現実味の乏しい計画にとどまった、と説明する。⁽⁴⁾

本稿は、(一)IRBM配備計画の縮小、(二)NATO同盟国がIRBMの配備先として重視された、という上記の説明を基本的に受け入れる。しかしこれら二つの説明からは、当時アメリカが日本と沖縄で直面していた特有の状況が欠落している。本稿の目的は、核兵器が日本にと

って極めて微妙な問題であることを前提としたとき、沖縄へのIRBM配備が、当時進められていた日米安保条約の改定交渉や広くは日米の安全保障関係全般に与えるリスクが大きい、とおそらく判断したアイゼンハワー政権の現実主義という要因をさらに加えて、なぜ沖縄にIRBMが配備されなかったのかを説明することである。

一 IRBM配備の推進

——一九五八年四月まで

IRBMの開発段階から軍部は、軍事的観点からIRBMの配備先を構想していた。五六年三月にトワイニング空軍参謀長が空軍長官へ提出した覚書には、次のように記した空軍長官から国防長官への覚書の草稿、および国防長官から國務長官への覚書の草稿が添付されていた。「IRBMの配備先候補は、イギリス、ドイツ、リビア、トルコ、台湾、韓国、フィリピン、そして日本である。

これらの国にIRBMを置くことで、ソ連とその同盟国にある戦略目標の多くをカバーできる。⁽⁵⁾ またグレイ国防次官補は五月に、トルコ、ノルウェー、イギリス、日本、沖縄、フランスを「最も望ましい」IRBMの配備先としてあげ、ほかに十一の国を「おそらく望ましい」

候補地としてあげた。⁽⁶⁾

しかし五七年には、NATO同盟国とアメリカの間の安全保障関係を強化するために、アイゼンハワー政権はNATO諸国にIRBMの配備を進めていく方針をとる。まず、五六年十月に起こったスエズ戦争で悪化した米英関係の修復をはかる手段の一つとしてイギリスへのソールIRBM四中隊の配備を、五七年三月の米英首脳会議でアイゼンハワーは提案した。その後十月のソ連による人工衛星スプートニク打ち上げが西側諸国に大きな衝撃を与える、同政権は十二月半ばに開かれたNATO首脳会議でIRBMの配備をNATO全体へと拡大する提案をした。⁽⁷⁾ 同時に同政権は、IRBM計画の拡大もはかる三月には四中隊を「初期実戦能力」として配備することが決まっていたが、十一月末にマッケルロイ国防長官は、ソール四中隊、ジュピター四中隊、計一二〇基のIRBMを、五八年十二月から六〇年初めまでに実戦化する計画を承認する。⁽⁸⁾

ただしIRBM八中隊の配備計画は、暫定的なものだった。なぜなら、クォールズ国防長官代理が指摘したように、「国防総省はヨーロッパに配備されるIRBM中

隊の数がどれだけになるのかまったくわかっていない」からだった。⁽⁹⁾ イギリスが四中隊のソールの配備を受け入れることはすでに決まっていたが(合意の正式調印は五八年二月二十二日)、それ以外の国にどれだけ配備するかは、NATO同盟諸国のIRBM受け入れ意思に左右される問題だった。⁽¹⁰⁾ アイゼンハワー政権はさしあたり、IRBM受け入れの意思を示した国との間で、ノースタッド欧州連合軍最高司令官(SACEUR)を通じてNATOの枠組みの中でIRBM配備の交渉をしていくこととした。フランス、イタリアとまず交渉し、その後トルコ、ギリシャと交渉していく方針が、五八年初頭に立てられた。軍事的な考慮よりも政治的な配慮が優先したことを、この方針は意味していた。⁽¹¹⁾

四月には、IRBM配備計画がさらに拡大され、計十二中隊を配備することに決まる。四月二十四日の国家安全保障会議でアイゼンハワーは、六一年はじめまでに「初期実戦化」するIRBMの数を、八中隊から十二中隊に増やす一方、ジュピターを四中隊から三中隊に削減しソールの配備を九中隊とする、という国防総省の提案に承認を与えた。これは、空軍が十六中隊の配備を要求し

ていたことと、すでに決まっていた八中隊との間の妥協の産物だった。⁽¹²⁾

こうしてアイゼンハワー政権は、NATO同盟国へIRBMの配備を進めていく用意を整えたのだった。

二 NATO地域以外へのIRBM配備の

決定手続き

他方で、沖繩を含むNATO同盟国以外へのIRBM配備の可能性も存在した。NATO同盟国への配備は、アメリカとの間の二国間の取り決めで進められたイギリスの場合を除いて、NATOの枠組の中で交渉にゆだねられたが、それとは異なった手続きが、非NATO地域への配備には適用されることとなった。

IRBMの中ソ周辺地域への配備問題が議論された五年三月の国家安全保障会議で、国防動員局、財務省および予算局は合同で、「NATO地域外の中ソ周辺地域へのIRBMの配備がもつ意味は極めて重要なので、そのような配備の決定は全体的な利点と欠点に照らして、国家安全保障会議の手続きをへて決められるべきである」ことを提案した。アイゼンハワーは「そのような決

定は単なる軍事的な決定にとどまらない」と述べ、ただちにそれを承認する。⁽¹³⁾このとき大統領が、IRBMのNATO地域以外への配備が誰にとってどのような意味をもつと考えていたのか、つまり、そのような配備が中ソ両国に対してもつ意味なのか、それともIRBMの配備を受け入れる国に対して与える影響を念頭に置いていたのかは、定かでない。

五月には、NATO地域以外へのIRBM配備を決定するのは大統領であることが、明確にされた。大統領の承認を受けた五月五日付のNSC五八一〇/一「国家安全保障基本政策」が、「NATO地域以外の中ソ周辺にIRBMを配備するかどうかは、大統領によって決定される」と明記したからである。⁽¹⁴⁾

こうして非NATO地域へのIRBM配備は、国家安全保障会議での検討をへて大統領が決定する事項となった。そのような手続きは、問題を大統領のレベルにまであげていく公式の手続きが必要となるため、NATO同盟国への配備と比べて、非NATO地域へのIRBMの配備を制約するはたらきをもつものといえた。

三 「核部隊」・誘導ミサイル報道に揺れる

日本——一九五七年

ここで、日本に目を転じてみたい。さかのぼって五七年初めに日本では、アメリカが日本を核兵器基地にするのではないかという報道が相次いだ。そのような報道は、政府の核兵器に対する態度を野党が攻撃する機会を与え、野党は首相代理または首相に就任したばかりの岸信介に、日本や沖縄への核兵器の「持ち込み」を拒否すると明言するよう迫った。こうした日本国内の動向は、在日米大使館から国務省に伝えられ、同省が日本での軍部の行動に制約を加えようと試みることになる。

五七年一月十七日UP通信は、アメリカが日本への「核部隊」の派遣を検討している、と報道した。この報道をきっかけにして野党は、病で倒れた石橋湛山首相の臨時代理となった(一月三十一日)岸外相を、アメリカによる核兵器の持ち込みについて国会で問いつめた。これに対し岸は、日本と沖縄への核兵器持ち込みの協議をアメリカが持ちかけてきた場合には持ち込みを拒否する、という態度を公にした。二月八日に岸は、「核兵器の日

本への持ち込みはあってはならず」、アメリカと核部隊について協議しても「その日本への駐留は認めないだろう」と述べた。その数日後にも、アメリカが核戦力を沖縄に持ち込む件について協議を持ちかけてきたら、「日本国民の意思として、沖縄の場合についてもそれに反対する」と岸は国会で答弁した。在日米大使館は、これらの岸の答弁を国務省へ報告している。⁽¹⁵⁾

「核部隊」報道後の騒ぎが収まらないうちに、国防総省が誘導ミサイルの日本への供与を発表したという報道が、大きな反響を日本で招いた。二月八日在日米大使館員のホーシーは国務長官宛電報で、誘導ミサイルを提供するというような「計画はすべて、日本国内での反応についてのわれわれの予想が考慮に入れられるよう、国務省と国防総省の間、および大使館と極東軍司令部との間で事前に協議されることを、大使館は希望する」と書き送った。⁽¹⁶⁾

また在日米大使館は、これら一連の報道とそれに触発されたその後の日本における事態の展開が、アメリカにとって好ましくない影響を日米関係に与えた、と本省に指摘した。二月九日付同じくホーシーから国務長官宛電

報は、次のように分析する。「機が熟さないままに、(偶然にせよ意図的にせよ)「核兵器配備や戦争の」問題を押し付けることによってわれわれは、彼ら「日本国民と日本政府」の態度を硬化させ、そうでない場合よりもずっと強い否定的な態度を政府にとらせ、これらの問題や関連した問題について真に有益な対話を日本の指導者たちとの間に可能とするのを遅らせている」と。同大使館は、日本への核兵器配備や持ち込みの問題を日本政府に対して今提起することは時期尚早であり、日本政府の態度を硬化させることになるのでアメリカにとって好ましくない、と國務省に警告したのだった。

このような日本国内の動きを受けて國務省は、日本や沖繩への核戦力配備の問題が日米関係におけるアメリカの長期的な利益を損なうことを懸念し、軍部の日本での行動に制約を課そうと試みる。二月二十三日にダレスは、ウィルソン国防長官に宛てて次のように書いた。日本への核部隊配備が近いという「報道に基づく野党の政府攻撃がもたらしたより重大な結果は、核部隊の日本への駐留について同意を求められても同意は与えない、と日本の内閣が決定したことでした。」そしてダレスは、ホー

シーからの二月八日付電報にあった提言をそのままウィルソンに提案する。すなわちダレスは、「日本における核兵器の問題がもつ極度の微妙さを考慮して、この問題に関して企画されるいかなる発表も、國務省と国防総省の間、および在日米大使館と東京の極東軍司令部との間で事前に協議されるよう提案します」と国防長官に伝えたのだった。⁽¹⁸⁾ 同大使館から國務省に送られた警告が、ダレスに直接影響を与えたことをここにもみることができ。これはまた、日本や沖繩における軍事問題について、國務省が軍部に一種の制約を課し自らの発言権を増そうとする試みでもあった。

ところで、二月二十五日に正式に首相となった岸が、日本と沖繩への核兵器の持ち込みは受け入れないという態度をその後微妙に変化させたことが、やはり在日米大使館から國務省への報告からうかがえる。岸は、日本本土とアメリカの施政権下にある沖繩との差を強調しはじめたのだった。例えば、十一月の国会で岸が、「沖繩はアメリカが権利と利益をもつ日本の外にある地域なので、沖繩から核兵器を撤収するようアメリカに対して要求するつもりはない、と述べたことが、同大使館から国

務省に報告されている。⁽¹⁹⁾この岸の発言は、沖縄へのIRBMあるいは別の種類の核兵器の配備を、岸が実質的に容認する可能性があることを暗に示唆していた。沖縄がアメリカの施政下であり、沖縄での米軍の動向については黙認しかできない現実を、岸が自ら語っていたからである。だが、野党や国民の核持ち込みに対する反発を考えると、沖縄への核兵器配備を日本政府が黙認するのは、国内政治上困難だっただろう。

四 沖縄へのIRBM配備をめぐる軋轢

五八年には沖縄へのIRBM配備をめぐる、アイゼンハワー政権内部に、また沖縄とアメリカの間に、大きな軋轢が生じる。

五八年五月までに国務省は、前年二月に国防総省に対して申し入れていた国務省との間の事前協議事項の中に、沖縄へのIRBM配備を含めた。おそらくそれは、四月八日に日本で、クォールズ国防次官が将来IRBMを極東へ配備する可能性があると言った、とワシントン発のUP記事が報道されたからだった。⁽²⁰⁾五月一日付の統合参謀本部から国防長官宛の覚書「沖縄の戦略的重要性」は、

非公式の情報だと断りながらも、「最近国務省が国防総省に対して、いかなるIRBMの沖縄への配備、あるいはアメリカによる沖縄へのIRBM配備の意図を公然と明らかにするような活動(例えば発射基地の建設)についても、事前に国務省に知らせよう要請した」と記している。この国務省の要請は、日本の核兵器に対する敏感さを認識していた国務省が、沖縄へのIRBM配備を日本政府に事前に連絡し、日本での反響に備えさせようとする意図からでたものだった。同覚書が続けて次のように述べているからである。「この要請は、日本政府にこの問題についてのアメリカの意図に関する情報を事前に提供することが望ましいかどうかについて駐日アメリカ大使に助言を求める機会を確保するためになされた。」これに対し統合参謀本部は、同覚書の中で「琉球列島「沖縄」におけるどのような軍事活動についても日本政府と協議することは望ましくないと明言し、⁽²¹⁾沖縄での米軍の行動の自由を重視した。

統合参謀本部と国務省の認識は、日本への核兵器の配備や持ち込みが近い将来は不可能である、という点で一致していた。前出覚書の中で統合参謀本部は、「アメリ

カが近い将来日本に核兵器を持ち込むことが可能だとは考えられない」と記していた。⁽²³⁾ 他方国務省は、岸訪米直前の五七年六月十七日付同省北東アジア課作成の「日本の軍事状況」が、「近い将来において日本人が、米軍による核兵器とくに攻撃的なその日本への貯蔵を許すこととはないだろう」と述べていたように、やはり日本への核兵器の持ち込みが近い将来は不可能である、と判断していた。⁽²³⁾

しかし統合参謀本部は、だからこそ沖繩がIRBMの有力な配備先となるのであり、たとえ沖繩へのIRBM配備が日本に政治的に悪影響を与えるものであっても、軍事的な利点がそれを上回る、と主張したのだった。前出「沖繩の戦略的重要性」は、「IRBMの沖繩への持ち込みが日本の政治状況に影響を及ぼすかもしれないことは理解するが、統合参謀本部はそれが決定的な要因であってはならないと考える。なぜならアメリカが近い将来に日本に核兵器を持ち込むことが可能であるとは思われないので、IRBM基地としての沖繩の重要性は高まったからである」と述べて、沖繩のIRBM基地としての軍事的価値を強調したのだった。⁽²⁴⁾

統合参謀本部が沖繩へのIRBM配備を軍事的に重視していたのに対して、国務省がそれをどのように評価していたのか、必ずしも明らかではない。しかし少なくとも、沖繩へのIRBM配備が日本に与える政治的影響を懸念していたことは、それについて国防総省に事前の通告を求めていた点から明らかだろう。

統合参謀本部と国務省の間で沖繩へのIRBM配備をめぐる見解の相違が表面化したちょうどこの時期に、沖繩でIRBMソールが秘密裏に公開された。それは、実際の沖繩へのIRBM配備がいかに大きな政治的反響を沖繩（ひいては日本）で引き起こすかを、アメリカ政府に予感させるものだった。

五月二十六日の那覇発AP共同の記事は、IRBMソールの展示用見本が沖繩に持ち込まれ、二十四日に嘉手納飛行場で開かれた東南アジア条約機構（SEATO）の軍事代表たちに対する兵器の展示会で公開された、と報じた。展示されたミサイルは、米空軍の説明によれば、本物のそれではなく展示用の見本であった。⁽²⁵⁾（ちなみに、このIRBMの展示が、事前に国務省に通告されていたのかは不明である。）

この報道が沖縄で大きな政治的反響を呼んだことを、在日米大使館は国務省に伝えた。六月九日付の那覇のデミング総領事から国務長官宛電報は、沖縄立法院が、ソールの展示公開によって八十万人の沖縄住民に「アメリカの真の意図について疑念を抱かせる」結果がもたらされたと不満を表明し、同院が「『ソー』の撤去を強く求めるとともに、「中略」再度沖縄に核兵器が持ち込まれないよう要求」したアメリカ大統領などに宛てた決議を全会一致で採択した、と伝えている。また沖縄市町村会が十月に、沖縄への核兵器持ち込みをしないよう求めた請願書をアメリカ大統領や国防総省などに送り、翌月アールウィン国防次官補が同会に対して、「新しい大量破壊兵器が必要とされることは、その所在地が琉球〔沖縄〕であれ米国であれ遺憾なことである」がやむを得ない、と回答したことが日本で報道されたことも、国務省に報告された。⁽²⁶⁾ 同月十五日には四千人が参加して「原水爆反対祖国復帰沖縄県民大会」が開かれ、「日本政府は沖縄の核兵器基地化に反対し、すべての不平等条約を改廃せよ」という宣言を採択する。⁽²⁷⁾

このような沖縄での反響を伝えた在日米大使館からの

報告が、アイゼンハワー政権の対日政策にどのような影響を及ぼしたのか、明らかではない。とはいえ、IRBMの見本展示ではなく、核弾頭付きの実戦配備となれば、沖縄住民や日本国民の反発がさらに強まることは、想像に難くなかったはずである。

五 安保改定交渉とIRBMの沖縄配備

ちょうどソーが沖縄で展示された五月末頃から、安保改定交渉が本格化する。安保改定が、IRBMの沖縄配備にどのような影響を及ぼしたのだろうか。安保改定交渉で争点となったなかに、条約区域、核兵器の持ち込みに関する「事前協議」の問題があった。交渉の過程で、核弾頭、中・長距離核ミサイルの持ち込みやそれらの基地の建設を「事前協議」の対象とすることで、日米間の「口頭了解」がまとめられる。⁽²⁸⁾

それは、日本政府の同意なく日本に核兵器を持ち込むならば、マッカーサー大使が五八年八月に国務省に警告したように、やがては「日本との安全保障関係全体が崩壊するだけではなく、日本政府は日本にあるわれわれの基地の使用を禁止する方向へと間違いなく進んでいく、

とアメリカが認識したからだった。⁽²⁹⁾ 日本における基地の安定的利用こそ、安保改定でアメリカがめざした最大の目標だったが故に、⁽³⁰⁾ 核兵器持ち込みを事前協議の対象に入れる約束が必要だった。

しかし、この「口頭了解」がかわされる前に、沖繩（および小笠原諸島）を条約区域に含めないことで、五九年初めには日米間に合意が形成される。⁽³¹⁾ まさに、沖繩に核兵器を持ち込む自由が、事前協議制度導入の前提だったのである。⁽³²⁾ したがって、新条約の骨格ができあがった五九年初頭以降は、新条約に将来拘束されることなく沖繩にIRBMを配備できる状況となったといえる。

たとえばそうではあっても、安保改定が完了する前に沖繩にIRBMを配備することは、日本政府と日本国民の強い反発を招き、それが安保改定交渉ひいては日米の安全保障関係全般、とくにアメリカの日本における基地使用権の確保に、大きな影響を及ぼしかねない、と推測するのは容易だっただろう。実際、前出「沖繩の戦略的重要性」は、沖繩へのIRBM配備が日本に政治的悪影響を与える可能性を示唆していた。日本では岸が、沖繩への核兵器配備の申し入れがあった場合にはそれを拒否す

る、と公言していたし、沖繩でのIRBM「展示」は、すでに大きな波紋を沖繩で引き起こしていた。また沖繩は、アメリカの施政権下にあったとはいえ、日本はそこに「潜在的主権」をもっていた。ダレスはウィルソン国防長官に対して五八年一月、「地域住民の敵対性は軍事基地の有用性を大きく損なう」のであり、「沖繩地域からの反対は日本のアメリカに対する態度、とくに日本に存在するアメリカ軍基地に対する日本の態度に、間違いなく影響を及ぼすだろう」と沖繩の施政権に関連して記していた。⁽³³⁾ IRBMの沖繩配備は、まさに沖繩住民（と日本国民）の反感を煽ることにほかならなかった。したがってアイゼンハワーは、軍部がIRBMの沖繩配備の決定を迫った場合には、最悪の場合には日本での基地使用権を失うというそれに伴うリスクを避けるべく、少なくとも安保改定が終わるまでは配備の実施を承認しなかっただろう。

ともあれ、五九年十月までに沖繩へのIRBM配備が決定されなければ、IRBM配備計画の縮小のために、その可能性は消滅してしまうことになる。

六 IRBM配備計画の縮小

— 沖縄未配備の確定

五八年秋以降、国防総省はIRBM配備計画を縮小していく。少なくとも一中隊のICBM(大陸間弾道ミサイル)アトラスが、五九年七月までに配備される見通しとなったこと、ソーとジュピターは液体燃料の注入に時間がかかる上に脆弱性が高く、兵器としての信頼性が低かったこと、および財政的制約がその理由だった。⁽³⁴⁾

五八年十月末に統合参謀本部は、IRBMの配備計画を八中隊に縮小し、その配備先と中隊数を「イギリス四、トルコ一、沖縄一、アラスカ一、NATO地域(交渉がうまくいけば)一」とするようマッケルロイ国防長官に提言した。マッケルロイは、大統領にこの統合参謀本部の提案を伝えている。国防総省は十二月の国家安全保障会議で、十中隊の配備を主張していた国務省との妥協案として、もしNATOから数カ月以内に配備の要請がありしかも予算のメドがたつのであれば、最大で二中隊を追加生産する、という条件をつけて、八中隊へのIRBM配備縮小を提案した。アイゼンハワーは、これを承認

する。⁽³⁵⁾

八中隊のうちの七中隊の配備先が、五九年四月までにほぼ確定する。五八年末までに、フランスとの間の配備交渉は停滞していたが、イタリアは二中隊受け入れを表明していた。西ドイツは二中隊の受け入れを表明したが、五九年一月にノースタッド欧州連合軍最高司令官は、軍事的な理由から同国への配備をしない方針を発表する。

同月に配備の申し入れを受けたギリシャは、受け入れに反対ではなかったが、国内政治上の問題などから正式な受け入れ表明をできずにいた。三月にイタリアが受け入れ合意に正式調印し、四月にはトルコがジュピター一中隊の受け入れを発表する。⁽³⁶⁾ こうして四月までに、配備が予定された八中隊のうち七中隊の配備先が、イギリス四、イタリア二、トルコ一となり、残りのソー一中隊はギリシャ、あるいは沖縄かアラスカに配備される見通しとなった。

夏以降空軍は、財政的な制約に直面する。五月末にマッケルロイ国防長官に対してダグラス空軍長官は、五中隊以上のソーが必要ならば部品生産ラインの維持のために二百万ドルの追加支出が必要であると告げ、ソーの追

加が必要かどうかを問い合わせた。マッケルロイは、同盟国へのソーの配備は五中隊で十分である、と回答する。⁽³⁷⁾

こうして、一九六〇会計年度(六〇年六月末終了)中のIRBMへの支出は、八中隊分だけとなることが確定した。しかし、さらなるIRBM計画の縮小が必要となった。八月にアイゼンハワーは、IRBMを防衛装備調達計画の最優先のリストから除外する一方、ミニットマンICBM計画を新たに最優先扱いにすることを承認する。もはや核ミサイル強化の中心は、ICBMと海軍のSLBMに移ったのだった。これを受けて、九月九日に空軍参謀長がダグラス空軍長官に提出した一九六一会計年度予算見積りは、ソーの配備計画を五中隊から四中隊へと削減していた。⁽³⁸⁾

九月になると、NATO地域でのIRBMの配備先が確定する。十四日ギリシャ政府はノースアタッド欧州連合軍最高司令官に対し、ギリシャが配備を受け入れないことを最終的に通告した。他方トルコ政府は、十九日にジュピター一中隊の受け入れ合意に正式署名する。⁽³⁹⁾これで、ソ一四中隊(イギリス)、ジュピター三中隊(イタリア二、トルコ一)、計七中隊の配備先が確定した。したが

って、ソーの配備計画を五中隊から四中隊へと削減するという空軍の案は、NATO諸国以外にソーの配備先が新たに決まらなければ、ギリシャへの配備が想定されてきて今や行き先なくなった五中隊目のソーの調達中止を意味した。

空軍の中には、トルコへのジュピター配備を中止する案もあった。十月十四日ダグラス空軍長官は、IRBM計画についてのブリーフィングを受けた。その席で空軍将官たちは、五つ目のソー中隊とトルコに配備が予定されている三つ目のジュピター中隊の調達をどちらも中止するよう提言した。これに対してダグラスは、「七つ目のIRBM中隊「三つ目のジュピター中隊」の配備を中止できないほどわれわれはトルコと深くかかわっている」というディロン國務次官のことばを引いて、トルコへのジュピター配備を続行し、ソーの配備を五中隊から四中隊へ削減することとした。⁽⁴⁰⁾

その翌日マッケルロイは、五つ目のソー中隊の調達をただちに停止し、三つ目のジュピター中隊のトルコへの配備計画を継続する決定を下し、十九日にアイゼンハワーの承認を得た。⁽⁴¹⁾ こうして、配備されるIRBMの総数

が七中隊となること、最終的に確定した。それはまた、IRBMの沖繩やアラスカへの配備の可能性の終わりでもあった。

おわりに

一九五六年から五九年にかけて沖繩がIRBM配備の有力な候補地にあげられていたが、アメリカがIRBMの沖繩への配備を日本に申し入れたことや、実際に沖繩にIRBMを配備したことを示す証拠はない。本稿は、アメリカがそうしなかったのはなぜなのか、を考察してきた。

その問いに対する答えは、次のようになるだろう。IRBM配備の目的がスエズ戦争やスプートニク・ショックによって揺らいだ同盟関係の強化にあったので、IRBMの配備先として重視されたのは何よりもNATO同盟国だった。したがって、その他の地域への配備は軍事的にはともあれ、政治的には重視されなかった。またIRBMの軍事的重要性は、ICBMやポラリスSLBMの実戦化が実現すると低下せざるをえなかった。そのため、IRBMを十二中隊一八〇基配備するという計画は

縮小され、その過程で、NATO同盟国以外への配備の可能性は消滅していった。

この説明を補完する要因として、日本の核兵器に対する強い嫌悪感とそれに対するアメリカ側の冷徹な現実主義を指摘できる。アメリカがIRBMの配備先を探したこの時期は、ちょうど安保改定の交渉が日米間で行われていた時期と重なっており、沖繩へのIRBM配備は、日本への核兵器持ち込みの「事前協議」の問題や、日本における米軍基地の将来の安定的利用に対して、大きな影響を及ぼしただろう。そのようなリスクを避けるというアイゼンハワー政権の現実主義が、IRBMの沖繩配備を可能性にとどめたひとつの理由だった、といえるのではないだろうか。

この点でカギを握ったのは、国務省だった。同省は、沖繩へのIRBM配備が日米関係や将来の日本における基地の確保の見通しに与える影響を考慮し、沖繩へのIRBM配備をめぐる軍部の行動に一定の枠をはめるよう試みた。国防総省に沖繩へのIRBM配備について事前通知の申し入れをおこなったことは、そのひとつの例である。こうした国務省の介入を促したのは、核部隊の日

本への配備を伝えた報道に対して日本が強い拒否感を示し、それらが在日大使館を通じて国務省に伝えられていたことだった。また、NATO地域以外へのIRBM配備が、国家安全保障会議をへて大統領が決定する事項となったことは、国務省が沖繩へのIRBM配備について軍部を抑制する将来の機会を確保したことを意味したのだった。

IRBMは沖繩に配備されなかったが、核弾頭搭載可能な「メース」巡航ミサイルが、一九六〇年代初頭に沖繩に配備される⁽⁴²⁾。この違いはどこから生まれたのか。また、メースの配備とIRBMが配備されなかったことには、どのような関係があるのか。これらの問題の検討は、本論で展開した議論の妥当性を評価する上で、ひとつの手掛かりを与えてくれるだろう。それらの問題の解明を、今後の課題とした。

(一) Philip Nash, *Other Missiles of October* (Chapel Hill: 1997), p. 68.

(二) JCS 2277/57, "Deployment of IRBM Squadron to Alaska (U)" (Jan. 12, 1959), CCS 4720 Intermediate Range (16 Jan. 1959) Folder, Box 62, Central Decimal

File [資料 CDF と 登記 番号], 1959, Records of the U. S. Joint Chiefs of Staff [JCS と 登記 番号], RG 218, National Archives at College Park [Archives II と 登記 番号], p. 323.

(三) Michael H. Armacost, *The Politics of Weapons Innovation* (New York: 1969), pp. 212-213, 217.

(四) Nash, *op. cit.*, p. 186 n23.

(五) "Memorandum for the Secretary of the Air Force," 1956 Top Secret Material (1) Folder, Box 92, Office Files, 1950-1960, Air Force Council Chief of Staff, the Papers of Nathan F. Twining, Library of Congress, Washington [Twining Papers と 登記 番号]

(六) "Deployment of IRBMs to United Kingdom," March 6, 1957, III. 3. B Missiles—1956-57 Folder, Box 6, Subject Files of the Special Assistant for Atomic Energy and Aerospace, 1950-1966, Deputy Assistant Secretary for Politico-Military Affairs, General Records of the Department of State, RG 59, Archives II.

(七) *Foreign Relations of the United States* [FR と 登記 番号]: 1955-1957, IV, pp. 214-217, 255; Nash, *op. cit.*, pp. 6-33.

(八) FR: 1955-1957, XIX, pp. 454-455; Jacob Neufeld, *Ballistic Missiles in the United States Air Force, 1945-1960* (Washington: 1990), pp. 160-165; "Development of Long Range Guided Missiles, 1945-1959," [undated],

- #1 Miscellaneous (File #2) (5) Folder, Box 1, Executive Secretary's Subject File Series, White House Office, NSC Staff Papers, 1948-61, Dwight D. Eisenhower Library, Abilene, Kansas [DDEL-リポジトリ], p. 20.
- (9) "Report of Meeting Held in State Department Friday, November 29, from 3:30 to 5:15 PM." Dec. 2, 1957, NATO Folder, Box 11, Special Assistant Series, Subject Subseries, White House Office, Special Assistant for National Security Affairs, DDEL, p. 1.
- (9) Robert S. Norris, et. al., *Nuclear Weapons Databook, Vol. V: British, French and Chinese Nuclear Weapons* (Boulder: 1994), pp. 94-95; Jan Mellissen, "The Thor Saga: Anglo-American Nuclear Relations, US IRBM Development and Deployment in Britain, 1955-1959," *Journal of Strategic Studies*, Vol. 15, No. 2 (June 1992), p. 172; Nash, *op. cit.*, pp. 41-42.
- (11) Nash, *op. cit.*, pp. 42-45; *FR: 1955-1957*, XXVII, pp. 209-211.
- (21) *FR: 1958-1960*, III, pp. 70-78; "Development of Long-Range Guided Missiles, 1945-1959," p. 20; Position Paper Attached to the Letter, White to Power, Feb. 4, 1958, 1958 Top Secret General File (2) Folder, Box 19, the Papers of Thomas D. White, Library of Congress, Washington [White Papers リポジトリ]; Memorandum, JCS to Secretary of Defense, March 28, 1958, Memoranda—13-31 March 1958 Folder, Box 105, Chairman, JCS, Twining Papers.
- (13) *FR: 1958-1960*, III, p. 46.
- (14) *Ibid.*, p. 103.
- (15) Telegram, CINFE to DEPTAR WASH DC FOR CINE, Jan. 17, 1957, CCS 092 Japan (12-12-50) Sec. 22 Folder, Box 11, CDF, 1957, Records of the U. S. JCS, RG 218, Archives II; *FR: 1955-1957*, XXIII, Part 1, p. 263; 石井修「小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成IV 日本外交防衛問題一九五七年』第五卷、柏書房、一九九八年、四四、四七、八三頁。
- (16) 『同書』四二—四三頁。
- (17) 『同書』四五頁。
- (18) *FR: 1955-1957*, XXIII, Part 1, pp. 269-270.
- (19) 石井「小野『前掲書』第六卷」二一〇頁。
- (20) 『毎日新聞』一九五八年四月八日夕刊。
- (21) *FR: 1958-1960*, XVIII, p. 30. 我部政明「地位協定と沖繩」日本国際政治学会編『日米安保体制—持続と変容』『国際政治』一一五号) 一九九七年五月、四七頁。
- (22) *FR: 1958-1960*: XVIII, p. 30.
- (23) *FR: 1955-1957*, XXIII, Part 1, p. 354.
- (24) *FR: 1958-1960*: XVIII, p. 30.
- (25) 『毎日新聞』一九五八年五月二七日、十一月一〇日。宮里政文「アメリカの対沖繩政策の形成と展開」宮里編

- 『戦後沖繩の政治と法——一九四五—七二年』東京大学出版会、一九七五年、四七頁。我部政明『日米関係の中の沖繩』三一書房、一九九六年、一三四頁。
- (26) Telegrams, Deming to Secretary of State, June 9 & Nov. 25, 1958, 794C. 33/9-958 Folder. Box 3984, 1955-1959 CDF, General Records of the Department of State, RG 59, Archives II. 『毎日新聞』一九五八年十一月一〇日。
- (27) 『同紙』一九五八年十一月十七日。
- (28) 原彬久『日米関係の構図—安保改定を検証する』日本放送出版協会、一九九一年、一一六—一二五、一八〇—一八一頁。坂元一哉「安保改定における相互性の模索—米約区域と事前協議をめぐって」日本国際政治学会編『前掲書』二〇、一二三頁。
- (29) *FR: 1958-1960: XVIII*, p. 47.
- (30) 原『前掲書』八九、一九四—一九五頁。
- (31) 『同書』一四九—一五九頁。坂元「前掲論文」一七一—一八頁。*FR: 1958-1960: XVIII*, p. 97.
- (32) 坂元「前掲論文」二〇頁。
- (33) *FR: 1955-1957, XXIII*, Part 1, p. 245.
- (34) *FR: 1958-1960, III*, p. 133; Robert A. Divine, *The Sputnik Challenge* (New York: 1993), p. 193.
- (35) JCS 2277/57 [註(3)] 参照]; "Memorandum of Conversation with the President," Nov. 28, 1958 (Dated Dec. 9, 1958), Staff Notes—Nov. 1958 Folder. Box 37, DDE Diary Series, Ann Whitman File, DDEL, p. 5; *FR: 1958-1960, III*, pp. 153-168.
- (36) Nash, *op. cit.*, pp. 45-53, 59-62, 66.
- (37) JCS 2277/63, "Production Re-Order Date for Sixth Thor Squadron Ground Support Equipment (S)" June 18, 1959, 4720 Intermediate Range (June 1959) Folder, Box 62, CDF, 1959, Records of the JCS, RG 218, Archives II, Enclosure, p. 350 & Appendix, p. 351.
- (38) *FR: 1958-1960, III*, pp. 319-323; Memorandum, White and LeMay to Secretary of the Air Force [Douglas], Sep. 9, 1959, Secretary of Air Force 1959 Folder, Box 29, White Papers.
- (39) Nash, *op. cit.*, pp. 65-66.
- (40) "Briefing on IRBM Program for Mr. Douglas," Oct. 16, 1959, AFCCS Reading Files October 1959 Folder, Box 22, White Papers.
- (41) *Ibid.*: Nash, *op. cit.*, pp. 67-68.
- (42) 我部『前掲書』一三九—一五九頁。
(大阪外国語大学助教授)